

特定非営利活動法人 消費者市民サポートちば
理事長 拝師 徳彦 殿

令和元年 6 月 19 日
株式会社 京葉銀行
融資部長 國井智之



カードローン契約規定の変更について(回答)

拝復 梅雨の候、貴法人ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、令和元年 5 月 10 日付けの貴法人からのお申入れについては、消費者保護の観点から下記の通りご回答いたします。

今後とも、ご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

敬具

記

1.回答内容

お申入れ通り、当該条文を削除します。

「カードローンそっけつくん契約(当座貸越契約)規定 第 10 条 1 項⑦」

2.変更対応時期

令和元年 10 月末日(予定)

3.補足

変更予定している 10 月末日までは、当該条文を適用した期限の利益の喪失手続きは行わないよう、行内運用ルールも 6 月 21 日に先行して変更します。

以上